

議案第61号

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年2月20日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正に鑑み、本市が一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格要件を拡大する必要があるによる。

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第32条の8第6号及び第7号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。